

**「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた教員免許更新制に係る手続等の留意事項について（通知）」（令和2年6月5日付け 文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長通知）を踏まえた本県の対応**

<概要>

- 免許状更新講習を受講予定（更新講習受講期間内）の現職教員について、新型コロナウイルスの影響による教員の業務量の増大等を、「やむを得ない事由」として、期限の延期・延長をすることができるとする。
- 本県においても当該事由がなくなった日（延期・延長の起算日）を、令和3年2月1日とし、最長で、令和5年3月31日（当該事由終了の2年2カ月後）まで、延期・延長が可能とする。

※ 本人の希望により、通常通り（＝延期・延長を行わずに）、更新講習を受講し、更新を行うことも可能とする。

<延期・延長の申請期限（＝神奈川県教育委員会への申請書類提出期限）>

→ 修了確認期限（有効期間満了の日）の2カ月前まで

修了確認期限（有効期間満了の日）の例	神奈川県教育委員会への延期・延長の申請期限
令和3年3月31日	令和3年1月31日
令和4年3月31日	令和4年1月31日

※ 申請は、時間的余裕をもって行ってください。

<既に受講した更新講習の一部の取り扱い>

- 文部科学省では、今回の事由により延期・延長した教員が既に一部の講習を履修済みである場合の対応として、延期・延長前の受講期間内に受講した更新講習の一部について、延期・延長後の受講期間内に受講した講習として有効なものと取扱うことを認める方向で、今後法令上の特例措置を講じる予定としていることから、本県でも当該措置に沿った取扱いを行う。

（現行制度では、修了確認期限（有効期間満了の日）の2年2カ月前までに履修した講習は更新講習として認められないが、今回の事由により延期・延長した場合は、既に履修した当該講習の一部が無効にならないようになる予定）

<留意事項>

- 一度延期・延長申請をした場合には、申請の取り下げが出来ません。申請に当たっては、管理職とご相談の上、慎重に行ってください。
- 更新講習を全て（30時間分）受講し終えている場合は、今回の事由による延期・延長の申請はできません。→ 更新申請を行ってください。

<申請方法>

- 本県が定めた書式、申請書類による申請（※詳細は、本県ホームページをご確認ください。）

「更新等の申請を行いたい方へ（更新講習受講後の手続など）」

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/pi7/menkyo/koushin-shinsei-ver2.html>

## < Q & A >

※ご質問やご不明点がある場合に、まずご確認ください。

① 延期・延長の対象となるのは誰ですか？

→ 更新講習受講期間（2年間）が、現在から令和3年1月31日までの間に始まっている（始まる）現職教員（更新義務者）（※注）

（※注）

- ・保育教諭（幼保連携型認定こども園）は対象となりますが、保育士は対象外です。
- ・実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、養護職員は新免許状所持者の場合は対象です。

<年度末が修了確認期限（有効期間満了の日）の対象者の例> (更新講習受講期間)

例1：修了確認期限（有効期間満了の日）が令和3年3月31日 (H31.2.1 ~ R3.1.31)

例2：修了確認期限（有効期間満了の日）が令和4年3月31日 (R2.2.1 ~ R4.1.31)

<年度途中が修了確認期限（有効期間満了の日）の対象者の例>

例3：修了確認期限（有効期間満了の日）が令和2年11月30日 (H30.10.1 ~ R2.9.30)

例4：修了確認期限（有効期間満了の日）が令和3年5月31日 (R1.4.1 ~ R3.3.31)

② 自動的に期限が延期・延長されるのですか？

→ 自動的に延期・延長されません。延期・延長の申請（＝申請書類の提出）が必要です。

③ 期限をいつまで（最長で）延ばすことができるのですか？

例1：修了確認期限（有効期間満了の日）が令和3年3月31日の場合 → 令和5年3月31日

例2：修了確認期限（有効期間満了の日）が令和4年3月31日の場合 → 令和5年3月31日

④ 延期・延長後の更新講習受講期間はいつになりますか？

→ 新たに設定した修了確認期限（有効期間満了の日）の2年2カ月前から2カ月前です。

例1：修了確認期限（有効期間満了の日）が令和4年3月31日の場合

→令和2年2月1日から令和4年1月31日まで

例2：修了確認期限（有効期間満了の日）が令和5年3月31日の場合

→令和3年2月1日から令和5年1月31日まで

⑤ 既に選択必修領域6時間と選択領域18時間分の更新講習は履修し、残りが必修領域6時間という状況ですが、延期・延長した場合、今後どのように履修することになりますか。

→ 現行制度では、延期・延長した場合には、上の④とおり、新たに設定された修了確認期限（有効期間満了の日）の2年2カ月前から2カ月前の2年間が受講期間となるため、既に履修した24時間分が当該期間外になる場合には無効となってしまいますが、文部科学省では当通知による新型コロナウイルス感染症の影響を理由に延期・延長を行った場合には、新たに設定された修了確認期限（有効期間満了の日）の2年2カ月以前に履修した講習も有効とする方向で、別途法令上の措置を

講ずる予定としています。

したがって、予定どおりの措置がとられることを前提とすれば、延期・延長した場合でも、今後履修が必要となるのは、必修領域6時間ということになります。

なお、もちろん、延期・延長することなく、当初の予定どおり現在の修了確認期限（有効期間満了の日）で、残り必修領域6時間を履修することも可能ですので、その場合は更新申請を行ってください。

⑥ 申請の方法（書類）を確認したい。

→ 本県ホームページをご確認ください。

「更新等の申請を行いたい方へ（更新講習受講後の手続など）」

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/pi7/menkyo/koushin-shinsei-ver2.html>

⑦ 延期・延長申請書の裏面の記入方法について

旧免許状所持者：第14号様式の7

→ (1) 延期の事由の内容 ⑬その他（ **新型コロナウイルスの影響による業務量の増大** ）

(2) 延期の事由の発生期間

\_\_\_\_年 月 日 から **令和3年1月31日** まで

空白で構いません

3 延期を申請する期日

新たに修了確認期限として申請する期日 → Q&A③を参考に設定してください。

延期前の修了確認期限 → 現在（今回の申請前）の修了確認期限を記入

〔証明者記入欄〕 → 必ず所属長等の公印による証明を受けてください。

新免許状所持者：第14号様式の4

→ (1) 延長の事由の内容 ⑩その他（ **新型コロナウイルスの影響による業務量の増大** ）

(2) 延長の事由の発生期間

\_\_\_\_年 月 日 から **令和3年1月31日** まで

空白で構いません

3 延長を申請する期日

新たに有効期間の満了日として申請する期日 → Q&A③を参考に設定してください。

延長前の有効期間満了日 → 現在（今回の申請前）の有効期間満了の日を記入

〔証明者記入欄〕 → 必ず所属長等の公印による証明を受けてください。

※その他、記入については、本県ホームページの記入例を参考にしてください。

（旧免許状所持者） <http://www.pref.kanagawa.jp/documents/40931/14-7e-ex.pdf>

（新免許状所持者） <http://www.pref.kanagawa.jp/documents/40930/14-4e-ex3.pdf>